

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	
関税法関係	
特例輸入者等承認・認定申請書 (C-9000)	
<p>「あて先税関長」欄には、<u>特例</u>輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいづれかの税関長の職名を記載する。</p> <p>「代理人」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「<u>関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする</u>・<u>関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「<u>関税法第7条の5第1号イからリまでのいづれか・関税法第51条第1号イからハまでのいづれか</u>・<u>関税法第63条の4第1号イからチまでのいづれか</u>・<u>関税法第67条の4第1号イからチまでのいづれか</u>・<u>関税法第67条の13第3項第1号イからチまで又は同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいづれか</u>・<u>関税法第79条第3項第1号イからチまでのいづれかに該当する事実の有無</u>（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>「<u>許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地</u>」欄には、<u>関税法第50条第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第61条の5第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第79条第1項の認定を受けようとする場</u></p>	<p>「あて先税関長」欄には、<u>特定</u>輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいづれかの税関長の職名を記載する。</p> <p>「代理人」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「<u>関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする</u>・<u>関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「<u>関税法第7条の5第1号イからリまでのいづれか・関税法第51条第1号イからハまでのいづれか</u>・<u>関税法第63条の4第1号イからチまでのいづれか</u>・<u>関税法第67条の4第1号イからチまでのいづれか</u>・<u>関税法第67条の13第3項第1号イからチまで又は同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいづれか</u>・<u>関税法第79条第3項第1号イからチまでのいづれかに該当する事実の有無</u>（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>「<u>許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地</u>」欄には、<u>関税法第50条第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第61条の5第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第79条第1項の認定を受けようとする場</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>合にあっては、通関業法（昭和42年法律第122号）第8条第1項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>(1) 特例輸入者の承認申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関税法基本通達<u>7の2-5(2)ホからヲ</u>までに掲げる事項 ② (省略) <p>(2)～(6) (省略)</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書 (C-9060)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>合にあっては、通関業法（昭和42年法律第122号）第8条第1項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>(1) 特例輸入者の承認申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関税法基本通達<u>7の2-5(2)ホからヲ</u>までに掲げる事項 ② (同左) <p>(2)～(6) (同左)</p> <p style="text-align: center;">特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書 (C-9060)</p> <p><記載事項></p> <p>「被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称」・「被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所」欄には、特定保税承認者の承継の承認申請にあっては、法第50条第1項又は法第61条の5第1項の承認を受けた者の名称、住所又は居所を記載する。</p> <p>「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称」・「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所」欄には、合併後存続する法人若しくは合併</p>
	2

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、<u>関税法基本通達 7 の 13-1</u>に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 55-1 に掲げる書類を、<u>特定保税運送者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 63 の 8 の 2-1</u>に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 12-1 に掲げる書類を、認定製造者の認定の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 18-1 に掲げる書類を、<u>認定通関業者においては、79 の 6-1</u>に掲げる書類を添付する。</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R 等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">通関業法関係</p> <p style="text-align: center;"><u>通関業許可の承継の承認申請書（B-1130）</u></p> <p><u>＜添付書類等＞</u></p> <p>申請書には、通関業法施行規則第 2 条で準用する第 1 条各号に規定する書類を添付する。</p> <p>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV 形式で記録した電磁的記録媒体（CD-R 等）を添付するものとする。</p>	<p>により設立される法人又は分割により承認取得者に係る保税蔵置場の業務を承継する法人の名称、住所を記載する。</p> <p>申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、<u>関税法基本通達 7 の 13-1(2)</u>に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 55-1 に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 12-1 において準用する <u>7 の 13-1(2)</u>に掲げる書類を、認定製造者の認定の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 18-1 において準用する <u>7 の 13-1(2)</u>に掲げる書類を添付する。</p> <p>また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R 等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">通関業法関係</p> <p style="text-align: center;"><u>(新規)</u></p>